

名護市保育施設等における
医療的ケア児の受け入れに関する
ガイドライン
【令和8年7月改定版】

名護市 保育・幼稚園課

令和8年7月

(初版：令和7年10月)

目次

I 基本的事項

1. ガイドラインの趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 医療的ケアとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 保育と医療的ケアの協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4. 保育施設等における医療的ケアの実施・・・・・・・・・・2
 - (1) 受け入れの条件
 - (2) 対象施設
 - (3) 実施日及び時間
 - (4) 保育施設等で実施可能な医療的ケア
 - (5) 医療的ケアの実施者等
5. 医療的ケアについての確認事項及び同意・・・・・・・・3

II 医療的ケア児による保育施設等の利用

1. 手続きの流れ（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 利用申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 保育施設等の利用相談及び利用申込み
 - (2) 受け入れの検討及び利用調整
4. 医療的ケアの実施に関する確認・・・・・・・・・・6
5. 医療的ケアに関わる名護市役所内の関係課と役割・・6

III 集団保育における配慮

1. 実施施設内感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 行事等における保育体制・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 入園後の健康状態の変化に伴う対応について・・・・・7

IV 安全管理体制及び個人情報の取り扱い

1. 入園後の安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 緊急時の対応（体調の急変・ケガ等）・・・・・・・・・・8
3. 災害発生時の安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・8
4. 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット・・・・・8
5. 医療的ケアの終了について・・・・・・・・・・・・・・・・8
6. 個人情報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

I 基本的事項

1. ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは医療的ケア児を保育施設等で受け入れるにあたり、適切な保育環境を整え、安全に受け入れを行うために必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、名護市における認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、公立幼稚園等（以下「保育施設等」という。）での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られることを目的としております。

なお、本ガイドラインは医療的ケア児の円滑な受け入れが図られることを目的としていることから、個々の状況に応じた柔軟な対応を妨げるものではなく、必要に応じて随時改定するものとします。

2. 医療的ケアとは

本ガイドラインにおける「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、日常生活を送るために不可欠となる医行為で、具体例として「経管栄養」「吸引」「導尿」「インスリン注射」「酸素療法」「その他医行為」などが挙げられます。

保育施設等では、医療的ケアを実施するために配置された看護師、認定特定行為業務従事者等（以下、「看護師等」という。）が、医療的ケア児の主治医の指示書に基づいた方法で医療的ケアを実施します。

平成 24 年 4 月から、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、吸引等研修（第 3 号研修※1）を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた保育士等が、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施することも可能とされました。

※1 第 3 号研修：国の設けた介護職員等による吸引等（痰の吸引等）の制度で、特定の方を対象に医行為を行う場合に必要な研修。厚生労働省の定める口腔内、鼻腔内の吸引、気管カニューレ内部の吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻栄養の行為を行うことができる。

3. 保育と医療的ケアの協働

保育施設等は、保育の必要な児童の健全な心身の発達を育むことのできる生活の場です。また、生活を基盤とした児童との関わりの中でもあり、保育を通じて児童一人ひとりの健やかな成長・発達を保障することが求められています。

医療的ケア児においても同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供することが重要です。さらに、他児との関わりの中で適切かつ安全に、医療的ケアを提供する必要があります。

医療的ケア保育は、保育士と看護師等が協働して医療的ケアが安全に実施できると共に、他児も含め保育施設等全体で医療的ケア児を支援できることが重要です。

4. 保育施設等における医療的ケアの実施

集団保育が可能な医療的ケア児の安全を確保するために、受け入れの条件、対象施設、利用時間等は以下のとおりとします。

(1) 受け入れの条件（すべてを満たすこと）

- ① 保育の必要性があり、集団保育が可能である（主治医より、集団保育可と判断されている）
- ② 病状や健康状態が安定している
- ③ 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われている
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育施設等で十分共有できる
- ⑤ 看護師等の保育者が医療的ケアに関する手技等の指導を受けられる
- ⑥ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができる

(2) 対象施設

受け入れ体制（人員配置や施設環境）を整えている保育施設等

(3) 実施日及び時間

入園する保育施設等により異なるため、保護者面談により決定します

※土曜保育や延長保育が利用できない場合もあります

(4) 保育施設等で実施可能な医療的ケア

種類	内容例
☐ 経管栄養 (経鼻・胃ろう・腸ろう)	・鼻腔や胃ろう、腸ろうからチューブを介して、栄養剤を消化器に注入する。
☐ 吸引	・痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、吸引器で吸引する。
☐ 導尿	・排尿障害により自力で排尿が困難な場合、膀胱内に溜まった尿を挿入したカテーテルにより排出させる。
☐ インスリン注射 (注射・ポンプ／血糖測定含む)	・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合、定期的もしくは血糖値に応じて、皮下注射やポンプによりインスリンの補充を行う。
☐ 酸素療法	・酸素濃縮器や酸素ボンベを用いて、カテーテルやマスクを通して、酸素を補う。
☐ その他医行為	・治療を目的としたものではなく、日常生活を送るために不可欠となる医行為であって、保育施設等で行うにあたり支障がないと主治医、保護者、保育施設等及び名護市のいずれもが認めたもの

※児童や施設の状況によっては、対応できないケースもあります。

(5) 医療的ケアの実施者等

- ① 医療的ケアは原則担当看護師等が行います。
- ② 医療的ケア担当看護師等に突発的な事象が発生するなど、やむを得ない場合は保護者への協力依頼や、家庭保育をお願いすることがあります。

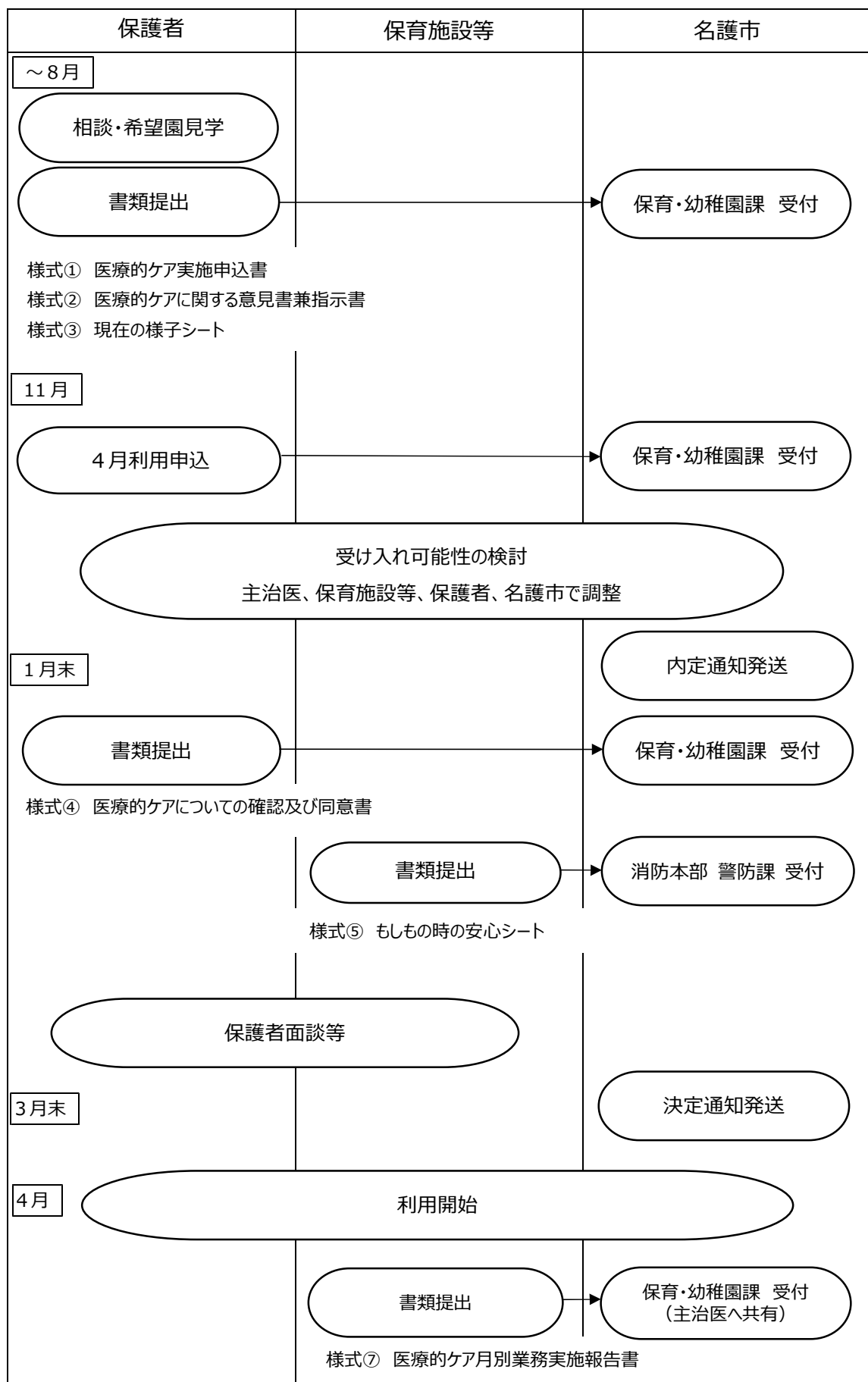
5. 医療的ケアについての確認及び同意

保育施設等における受け入れ可能性の検討や医療的ケアの実施にあたっては、以下の点について保護者の理解・協力が不可欠となります。

- (1) 適切な医療と保育が提供されるよう、必要な情報提供や関係機関と連携して対応します。
- (2) 慣らし保育を保護者同伴で行うことがあります。
- (3) 医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備、点検及び整備は保護者で行うようお願いします。
- (4) 登園時、保護者と職員で持ち物（医療的ケアの物品・消耗品等）の確認をし、不備がある場合には整うまで受け入れができない場合があります。
- (5) 医療的ケアを行った際に出た医療廃棄物等は、保護者が毎日持ち帰るようお願いします。
- (6) 医療的ケアの内容に関する新たな情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は速やかに保育施設等へ医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）の原本の提出をお願いします。また発行からおおむね1年毎に、当該指示書の提出をお願いします。
- (7) 保育施設内での感染症が一定以上発症した場合の登園の判断は、保護者等の責任で行います。また、集団生活では飛沫感染や接触感染は容易に生じやすい環境であることを理解し、保育施設等の判断で家庭保育をお願いする場合があります。
- (8) 健康状態の変化等により、主治医の意見、保育施設等の状況を鑑みて、集団保育の継続が困難と名護市が判断した場合は、保育施設等の利用を終了する場合があります。
- (9) 医療的ケアを行う看護師等が不在の場合に保育施設等を利用する際は、保護者に協力を依頼する場合や、家庭保育をお願いする場合があります。
- (10) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な情報は、他の児童の保護者と共有する場合があります。
- (11) 緊急時の連絡手段の確保をお願いします。児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育施設等が判断した場合、その他必要な場合には、保護者等へ連絡する前に救急車を要請し、受診する場合があります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。
- (12) その他、保育施設等との間で取り決めた事項を遵守していただくようお願いします。

Ⅱ 医療的ケア児による保育施設等の利用（次年度４月入所の場合）

１．手続きの流れ（フロー図）



2. 利用申込みに必要な書類

医療的ケア児の利用申込は、通常保育の利用申請書類に加えて、様式①から④の提出が必要です。

(1) 医療的ケア実施申込書（様式①）

- ・ 保育施設等で医療的ケアの実施を希望する児童の医療的ケアの内容及び方法等を保護者に記入してもらうものです。
- ・ 記載内容に変更がある場合は、その都度利用している保育施設等と協議を行い、対応を検討します。

(2) 医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）

- ・ 受け入れの検討や、保育施設等の利用における健康管理の情報とするため、児童の基礎疾患や集団保育の適否、留意事項、医療的ケアの実施内容や対応について主治医に記入してもらうものです。なお、記入に係る費用は保護者負担となります。

(3) 現在の様子シート（様式③）

- ・ 様式②と併せて受け入れの検討のため、日常生活の様子（状態）などを保護者に記入してもらうものです。

(4) 医療的ケアについての確認及び同意書（様式④）

- ・ 保育施設等における医療的ケアの実施内容や対応及び本ガイドラインについて、保護者が同意したことを示すものです。

(5) もしもの時の安心シート（様式⑤）

- ・ 受け入れた医療的ケア児に急な病変等が起こった際、迅速かつ適切に搬送・処置を行うために、医療的ケア児の情報を事前に消防本部警防課へ提出します。

3. 手続きについて

(1) 保育施設等の利用相談及び利用申込み

- ① 名護市は、保護者からの保育施設等の利用相談や利用申込に対して、本ガイドラインに基づく説明及び手続を行います。
- ② 名護市は、保護者及び関係機関等から保育が必要な家庭の状況と児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育施設等以外の施設の利用希望等の聞き取りを行います。
- ③ 医療的ケアの申込みに必要な書類の説明を行い様式（①～③）を配布。特に、「医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）」の作成（費用は保護者負担）に必要な留意点を説明します。
- ④ 保護者より利用申込に係る書類及び医療的ケアに係る様式（①～③）の書類を受領。

(2) 受け入れの検討及び利用調整

- ① 申請書類に基づいて、保護者及び児童と名護市で面談・聞き取りを行います。
- ② 児童の健康状態及び発達の状況を確認し、保育・医療の観点（人的・物的環境）から、

保育施設等における集団保育を実施することができるか、主治医及び保育施設等に相談の上、医師、看護師等の専門職を交えて関係機関で協議します。

必要に応じて、観察保育や体験保育等を実施し、児童の状況を確認する場合があります。

- ③ 利用調整では、保育施設ごとに医療的ケア児の状況、施設環境、看護師等やその他職員配置状況により受け入れの可否を判断します。

4. 医療的ケアの実施に関する確認

- (1) 内定後、保護者は「医療的ケアについての確認及び同意書（様式④）」を名護市に提出します。
- (2) 内定施設等及び名護市は、医療的ケアの実施にあたり、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行し、保育開始に向けて情報を収集します。その際、必要に応じて「医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）」の内容確認や、緊急時の対応等の指導助言を受けするため、主治医と面談を行います。
- (3) 内定施設等は、「もしもの時の安心シート（様式⑤）」を記入し、消防本部警防課に提出します。
- (4) 保護者及び児童は、内定施設の見学を行うとともに、面談を受け、申請書類に基づき必要な医療的ケアを具体的に確認します。また、必要に応じて体験保育等を実施し、状況に応じた環境整備を行います。

5. 医療的ケアに関わる名護市役所内の関係課と役割

関係課	役割
① 保育・幼稚園課	・ 保育施設の利用に関する、相談・利用調整 ・ 在園中の支援 ・ 就学に係る支援
② 健康増進課	・ 乳幼児の健康に関する支援 ・ 保護者への支援
③ 子育て支援課	・ こども医療費等の給付に関する業務 ・ 保護者負担軽減に向けた相談支援及び子育て支援サービス等の各種情報提供 ・ 放課後児童クラブの利用調整
④ 社会福祉課	・ 障害福祉サービス等の各種情報提供
⑤ 教育委員会学校教育課	・ 就学に係る調整
⑥ 消防本部警防課	・ 保育施設等での緊急時の対応及び救命講習

Ⅲ 集団保育における配慮

1. 実施施設内感染症への対応

実施施設での感染症対策は、こども家庭庁の「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」などに沿って対応します。

- ・ 登園時は特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意します。
- ・ 保護者と感染症流行時の対応方法について確認し、施設内で感染症の発生が見られた場合は速やかに保護者へ連絡します。
- ・ 感染症流行時は、家庭保育をお願いする場合があります。

2. 行事等における保育体制

運動制限や活動上の配慮が必要な場合、行事等では思わぬ負担がかかる可能性が考えられるため、必要に応じて児童に合わせた保育内容を計画し、保護者による医療的ケアの実施が必要な場合は事前に調整します。

【確認事項】

- ・ 活動時間や内容に無理がないか（移動距離、移動手段、活動場所の環境等）
- ・ 医療的ケアを行う場所がプライバシーや衛生面において、適切な場所であるか
- ・ 集団の活動にどのくらい参加できるか

3. 入園後の健康状態の変化に伴う対応について

- ・ 新たな医療的ケアが必要となった場合は、保育施設等の利用に関して協議します。
- ・ 健康状態の変化により、長期欠席となる予定の場合は、保育施設等の利用に関して協議します。
- ・ 健康状態に変化があった場合は、保育施設等の継続利用に関して協議します。

IV 安全管理体制及び個人情報の取り扱い

医療的ケアを安全に行うことができるよう、保育施設等と保護者で医療的ケアの内容・実施方法等について、必要に応じて話し合いを行います。

安全管理体制にあたっては、「医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）」、「もしもの時の安心シート（様式⑤）」に基づき、次の通り対応します。

1. 入園後の安全管理体制

医療的ケアの実施状況を医療機関に定期的に報告するため、保育施設等は「医療的ケア月別業務実施報告書（様式⑦）」を作成し、当該月の報告書を、翌月以降に名護市経由で主治医に提出します。主治医は必要に応じて、「医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）」を作成または修正し、保護者経由で保育施設等に提出します。

2. 緊急時の対応（体調の急変・ケガ等）

保育中に児童の体調の変化や医療的ケアの対応が困難になった等の理由により、保育の継続が困難と保育施設等が判断した場合は、保護者に連絡し速やかにお迎えを依頼します。

児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育施設等が判断した場合、その他必要な場合に保護者等へ連絡する前に救急車を要請し、受診する場合があります。

3. 災害発生時の安全管理体制

保育施設等での毎月の災害訓練では、個人と集団の安全を確保することについて、職員間で医療的ケア児を含めた対応について共有します。

- ・ 災害発生時の安全な避難場所やその経路を事前に把握し、移動手段など他児を含めた避難について、職員間で役割分担をします。
- ・ 生活必需品や医療的ケアに関わる物品について、災害発生時に持ち出せるようあらかじめ準備します。
- ・ 災害発生時の停電を想定し、電気が使用できない状況下での対応を検討します。

4. 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット

重大な医療事故に繋がらないために、事故やヒヤリハットについて積極的に記録・報告（医療的ケアに関する事故（ヒヤリハット）報告書（様式⑥））を行い、職員全員で情報共有し予防対策を検討します。必要に応じて対応内容を再検討します。

5. 医療的ケアの終了について

主治医により医療的ケアの終了が確認された場合（ただし、終了後に見守り期間を要する場合は除く）、保護者は「医療的ケアに関する意見書兼指示書（様式②）」の原本を主治医へ提出し、医療的ケア終了に関する署名を受け、その写しを名護市、保育施設等へ提出します。原本は保護者が保管します。

6. 個人情報の取り扱い

個人情報を取扱う関係者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

《改定記録》

附 則（令和7年11月11日こども家庭部長決裁）

このガイドラインは、令和7年10月31日から施行する。

附 則（令和8年〇月〇日こども家庭部長決裁）

このガイドラインは、令和8年〇月〇日から施行する。